

# 令和3年度 高等学校等就学支援金制度及び授業料等軽減補助金制度

## 国と県の学費支援制度のご案内

(私立高校等・全日制) 【令和3年7月分～】

### 1 制度の概要

#### (1) 高等学校等就学支援金制度（国の制度）

私立高等学校等に通う生徒に対して、家庭の収入状況に応じて、授業料を軽減する制度です。

#### (2) 授業料等軽減補助金制度（県の制度）

県が就学支援金に上乗せして助成することにより、授業料及び施設整備費・実習費などの実質的に授業料に相当する費用（以下、「授業料等」といいます。）や入学時納入金を軽減する制度です。

※ 就学支援金及び授業料等軽減補助金は、学校に支給され、生徒の授業料等に充当（相殺）されます。生徒に直接お渡しするものではありませんので、ご注意ください。

### 2 支援の対象となる方

生徒の保護者等全員の市町村民税の課税所得額（課税標準額）などにより算出した額の合計額に応じて、次の表のとおり支給（軽減）されます。

市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額 〔保護者等全員の額を合算〕※1、※2	毎月の授業料等			授業料生徒負担額 《崇徳高等学校の場合》
	支給（軽減）額 ※3	就学支援金の額 ※4	軽減補助金の額 ※5	
0円	授業料等の全額	33,000円	6,000円	0円
51,300円未満	授業料等の全額	33,000円	6,000円	0円
154,500円未満	33,000円	33,000円	【対象外】	6,000円
304,200円未満	9,900円	9,900円	【対象外】	29,100円
304,200円以上	【対象外】	【対象外】	【対象外】	39,000円

#### ※1 受給の判定対象となる者について

◎ 支給の判定は、市町村民税の課税所得額（課税標準額）などにより算出した額（保護者等全員の額を合算したもの）により行います。

この場合の「保護者等」とは、次の方をいいます。

ア 親権者

イ 親権者がいない場合は、未成年後見人

ウ 未成年後見人もいない場合は、「主たる生計維持者」（＝生徒を扶養している方）

エ 主たる生計維持者もいない場合は、生徒本人

#### ※2 市町村民税の調整控除の額について

◎ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算します。

#### ※3 毎月の授業料等に係る支給（軽減）額について

◎ 支給（軽減）額は、各校の授業料等の金額の範囲内で、「支給（軽減）額」の欄の金額を上限に支給（軽減）されます。なお、「授業料等の全額」を「支給（軽減）額」とする場合は、月額5万円を上限に支給（軽減）されます。

#### ※4 「左記の金額のうち、就学支援金の額」について

◎ 就学支援金の支給額は、各校の授業料の金額の範囲内で、「左記の金額のうち、就学支援金の額」の欄の金額が上限となります。

#### ※5 「軽減補助金の額」について

◎ 軽減補助金は、学園指定の授業料の内、就学支援金にて差し引かれた残額について支給されます。崇徳高等学校の場合は、授業料39,000円の内、就学支援金33,000円を差し引いた6,000円が上限となります。兄弟姉妹軽減等、学校独自の軽減が適用されている額が33,000円に満たない場合は支給されません。

### 3 提出書類について

【提出期限】 **6月14日（月）** 〆切

#### (1) 就学支援金を受給中の生徒・4月申請中の生徒

##### ア 高等学校等就学支援金（7月定期）【B】にチェックをして提出

- ・ 前回の申請における「個人番号カード（写）等貼付台紙」により提出された、個人番号の利用によって保護者等の所得確認が行われます。
- ・ この届出書の記入に当たっては、二重線の枠内及び【B】の標記のある太線枠内を記入してください。

※ 届出書中の【3. 確認事項】にチェック（✓）を入れることで、授業料等軽減補助金についても申請したこととなります。特段の理由がない限り、全員、チェックを入れるようお願いします。

**イ （生活保護法による生活扶助を受けられている世帯に属する生徒）生活保護受給証明書**

・ 生徒が、令和3年1月1日現在で、生活保護法による生活扶助を受けている世帯に属している場合

**(2) 就学支援金の支給を受けておらず、今回の申請から新たに受給申請を行う生徒**

**ア 高等学校等就学支援金（7月定期）【A】にチェックをして提出**

・ 二重線の枠内及び【A】の標記のある太線枠内に記入してください。

※ 申請書中の【3. 確認事項】にチェック（✓）を入れることで、授業料等軽減補助金についても申請したこととなります。特段の理由がない限り、全員、チェックを入れるようお願いします。

**イ 個人番号（マイナンバー）記載資料**

・ 保護者等全員の個人番号カード（マイナンバーカード）の写し等を貼付した「個人番号カード（写）等貼付台紙」

**ウ （生活保護法による生活扶助を受けられている世帯に属する生徒）生活保護受給証明書**

・ 生徒が、令和3年1月1日現在で、生活保護法による生活扶助を受けている世帯に属している場合

**エ （就学支援金受給の前歴がある生徒）高等学校等就学支援金受給資格消滅通知書**

**(3) 申請を辞退する場合**

**ア 高等学校等就学支援金（7月定期）【C】にチェックをして提出**

・ 【C】ボックスにチェック（✓）を入れるとともに、二重線の枠内を記入して提出してください。

※裏面の記載は必要ございません。

**4 留意事項**

(1) 手続き後に**税額変更や死亡、離婚、養子縁組などによる親権者の変更があった場合は、速やかに学校にご相談ください。**支給額（軽減額）の変更が必要となる場合があります。

(2) 税の申告を行われていない場合には、所得の確認（認定・不認定の審査）を行うことができません。**収入がない場合も必ず税の申告を行ってください。**

(3) 失職等により収入が激減した場合、特別に授業料等を軽減する制度があります。詳しくは、学校にお尋ねください。

**5 Q&A**

**Q1 父母が死亡したため親権者がいませんが、祖母が生活費を出してくれているので、祖母の所得状況により判定されるのですか？**

⇒ 親権者がいない場合は未成年後見人、未成年後見人がいない場合は主たる生計維持者（＝生徒を扶養している方）の所得状況で判断します。

**Q2 ひとり親家庭（母子）ですが、先日、母が再婚しました。個人番号記載資料は母と継父のものを提出すれば良いですか？**

⇒ 再婚した場合、養子縁組をしなければ、再婚相手に親権が付与されません。  
したがって、

① 再婚に伴い養子縁組をしていれば、母と継父の個人番号記載資料を、

② 養子縁組をしていなければ、母の個人番号記載資料を提出してください。

**Q3 父親が海外勤務ですが、住民票を海外に移し、税金の確定申告なども海外で済ませています。母親は専業主婦で非課税扱いです。この場合、支給は受けられますか？**

⇒ 日本国内に在住している親権者（母親）のみの所得状況で判断します。この場合、就学支援金の支給額は一律9,900円/月となります。（加算支給（33,000円/月の支給）は、課税基準日（各年1月1日）に、親権者2人とも日本国内に住所を有していることが条件になります。）

**Q4 現在、児童福祉施設に入所しています。どの者の個人番号記載資料を提出すれば良いですか？**

⇒ 児童福祉施設、児童相談所に入所している場合でも、親権者が存在すれば、親権者の個人番号記載資料を提出していただくことになります。

（親権者が存在するものの、DV・児童虐待等のため接触することにより危害が及ぶことが考えられる場合や失踪・養育放棄等により接触することができない場合など、家庭の状況によりやむを得ず、親権者の個人番号記載資料を提出できない場合を除く。）